

経支第 401 号  
令和 3 (2021) 年 9 月 28 日

各市中小・小規模企業支援主管課長  
各商工会会長  
各商工会議所会頭  
栃木県商工会連合会長  
(一社) 栃木県商工会議所連合会長  
栃木県中小企業団体中央会長

様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 7 弾）及び地域企業事業継続支援金（10 月分）の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本県では、緊急事態宣言の解除後も引き続き感染防止対策を行う必要があることから 10 月 1 日から 10 月 14 日の 2 週間、足利市、栃木市、佐野市、小山市を県版まん延防止等重点措置の区域としました。4 市のとちまる安心認証店以外の飲食店に対しては、営業時間を 5 時から 20 時まで、とちまる安心認証店に対しては、営業時間を 5 時から 21 時までとするよう営業時間の短縮を要請しました。酒類の提供については 4 市のとちまる安心認証店以外の飲食店は 11 時から 19 時 30 分まで、とちまる安心認証店は、11 時から 20 時までです。

この要請に応じて、対象店舗の営業時間の短縮に御協力いただいた事業者に対し、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 7 弾）」を支給いたします。

また、要請に伴う飲食店の営業時間短縮の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者の皆様に対しては、別紙のとおり「地域企業事業継続支援金（10 月分）」の支給をいたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、感染リスクを回避する行動を徹底するため、周知への御協力をお願ひいたします。

経営支援課  
中小・小規模企業支援室  
TEL : 028-623-3173

対象施設  
※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

〔飲食店〕飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等

〔結婚式場〕結婚式場（※2）

とちまる安心認証取得店は  
 営業時間 5時から21時まで  
 酒類提供 11時から20時まで

- ・営業時間は**5時から20時まで**とする。
- ・酒類の提供は**11時から19時30分まで**とする。
- ・同一グループの入店は、原則4人以内とする。
- ・飲食を主として業としている店舗等及び結婚式場では、カラオケ設備の利用を行わない
- ・業種別ガイドラインを遵守する。
- ・その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

## 要請内容

- ・従業員への検査推奨
- ・手指消毒設備の設置
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する=マスクする）
- ・入場者の整理・誘導
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第7弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

**【協力期間】** 10月1日（金）から10月14日（木）までの全14日間

**【対象地域】** 足利市、栃木市、佐野市、小山市

**【支 給 額】** 中小企業等 1日当たり2.5万円～7.5万円

[1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円／日、上限7.5万円／日）×14日]

大企業 1日当たり20万円以内

[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円／日）×14日]

**【申請方法】** 郵送又はインターネット

**【受付期間】** 10月13日（水）～12月17日（金）（消印有効）

（ただし、インターネットの受付は10月22日（金）から）

詳しくは、「営業時間短縮協力金コールセンター」にお問合せください。

（電話番号）028-651-3707

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

# とちまる安心認証店の取扱いについて

措置区域（足利市、栃木市、佐野市、小山市）内のとちまる安心認証店は、営業時間及び酒類の提供時間が延長されます。

【営業時間】（認証店以外）5時から20時まで

（認証店）5時から21時まで

【酒類提供】（認証店以外）11時から19時30分まで

（認証店）11時から20時まで

## 対象

とちまる安心認証を取得している店舗

期間途中で認証を受けた場合は、認証日から営業時間及び酒類の提供時間が延長されます。

延長しても営業時間短縮協力金の申請が可能

※申請要件を満たしている場合に限る。

※通常21時まで営業していた認証店は協力金の対象にならないことに注意

※認証基準に加え、「同一グループの入店は原則4人以内」、「カラオケの利用自粛」など県からの要請内容を遵守してください。

## 認証取得状況

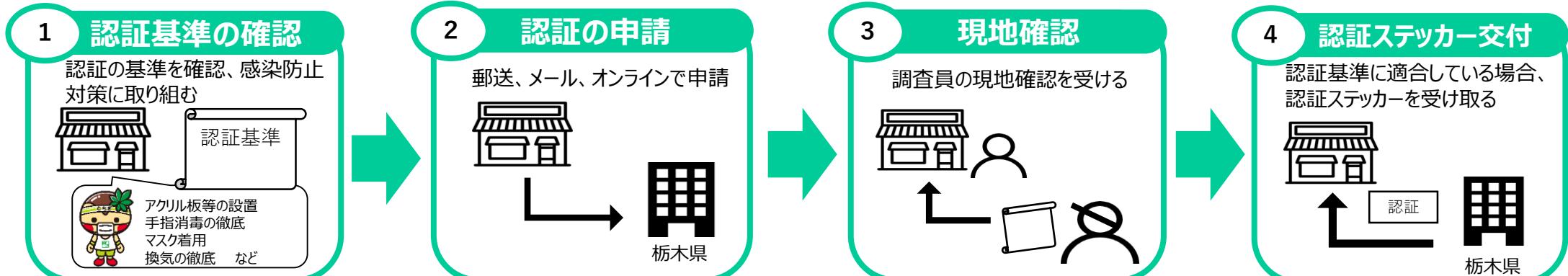
(R3.9.28現在)

申請 2,064店中 認証店舗数 1,578店（飲食店営業許可店舗数の約1割）

足利市 113店(11%) 栃木市 63店(7%) 佐野市 67店(8%) 小山市 82店(7%)

( )は各市の飲食店営業許可数における認証店舗数の割合

## 認証の流れ



お問い合わせ先 とちまる安心認証事務局

URL <https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp> TEL 028-341-9715 (受付時間10時～17時※土日祝日を除く)